

## 補助対象経費の考え方

令和6年4月1日時点

補助対象となる経費は、次の①～⑥の要件をすべて満たす(1)～(11)の経費となります。

### 【要件】

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- ② 原則、交付決定日以降に発生し、補助対象期間（令和7年3月31日まで）中に支払が完了した経費（ただし、クレジットカードを使用した場合は、当該経費分が口座から引き落としとなった日が、補助対象期間内である必要があります。）であること。
- ③ 証拠資料等（納品書、請求書及び領収書が必要です。）によって支払金額が確認できる経費であること。
- ④ 申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること。
- ⑤ 補助事業の遂行に当たり、売買、請負その他の契約をする場合には、見積合せ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。

事業終了後に見積書（2者以上）を提出すること。見積合せを実施しない場合は契約先選定理由書を提出すること。

なお、見積合せ等、契約先選定理由書の提出を省略できる契約は、次の表の契約金額を超えない範囲とする。

契約の種類	契約金額（税込）
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入	80万円
(3) 物件の借入	40万円
(4) 前各号に掲げる以外のもの	50万円

- ⑥ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるものでないこと。

### 【補助対象経費】

全ての補助対象経費について、消費税等の公租公課は対象となりません。また、補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用、審査会に要する費用は対象となりません。

#### (1) 原材料費

開発に直接使用する主要原材料又は副資材の購入に要する経費

※ 開発ではなく、販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費及び汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象となりません。

#### (2) 機械装置費

開発に必要な機械装置等の購入に要する経費

※ 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入、修理費用、自動車等車両は補助対象となりません。

※ 目的外使用になり得る汎用性が高いもの（例：パソコン、タブレットPC及び周辺機器）は、補助対象となりません。

(3) 工具・器具費

開発に必要な工具又は器具の購入、試作、改良又は据付けに要する経費

(4) 外注加工費

原材料等の再加工、設計等を外注する場合に要する経費

(5) 委託費

成分分析、効果試験等を委託する場合に要する経費

新製品、新技術又は新サービスの可能性調査を委託する場合に要する経費

パッケージ等のデザインを委託する場合に要する経費

展示会に係る一定の業務をエージェント、企画会社等へ委託する場合に要する経費

(6) 産業財産権等導入費

産業財産権の導入に要する経費

(7) 会場借料費

新製品、新商品又は新サービスを出展する際の、展示会場又はブース等に係る会場借料

※ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりません。

※ 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。

※ 選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。

(8) 会場装飾費

新製品、新商品又は新サービスを出展する際の、展示会場又はブース等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費、展示会場又はブース等の装飾に係る業務を委託する場合の経費及び光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費

※ (7) に同じ

(9) 梱包運搬費

新製品、新商品又は新サービスを出展する際の、資材、サンプル等の梱包又は運搬に要する経費

※ (7) に同じ

※ 梱包、運搬を自らが行う場合の経費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代、高速料金等）は補助対象となりません。

(10) 交通費

新製品、新商品又は新サービスを出展する際の、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びバス運賃）

※ (7) に同じ

※ タクシー代、ガソリン代、駐車場代、パスポート取得費、レンタカー代及びガイド代は補助対象となりません。

※ 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を対象とします。

※ 船賃は、旅客運賃（等級を設ける船舶については、下級の運賃に限る。）を対象とします。

※ 航空賃は、旅客運賃（エコノミークラス料金に限る。）を対象とします（燃油サーチャージ、航空保険料、出入国税及び空港使用料を含む。）。

※ バス運賃は、公共交通機関の利用のみを対象とします。

## (11) 広告宣伝費

新製品、新商品又は新サービスのパンフレット、カタログ等の印刷に係る経費及び新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブ広告等広告宣伝に係る経費

※ 補助事業期間中の広報活動に係る経費のみが補助対象となります。

※ 補助事業期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される）のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。

※ 自社ホームページの更新、新設費は対象となりません。

### 【経費の支払方法について】

- ・ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。
- ・ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等は対象外です。
- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ・ クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。）
- ・ 決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。